

学位論文題名

## 農業倫理と公共の利益

### 学位論文内容の要旨

本論文は、海外ではすでに応用倫理学の一分野として確立されている「農業倫理学」の諸問題を概観し、さらに「公共の利益(public interest)」に関する熟議民主主義(deliberative democracy)的な理解を用いて農業倫理学に関する新たなアプローチを提起することを意図するものである。既存の農業倫理研究では「正義」「公正」「自律」「権利」「義務」「効用」といった倫理学概念を用いて、食料生産における諸問題が分析されてきた。それに対して深水氏は、人々が「公共の利益」の決定プロセスに単なる「消費者」ではなく、「市民」として参加するという熟議民主主義に基づく農業倫理学を提唱している。

政治哲学における「公共の利益」の概念は、私的利益の集計、成員に共通の利益、集団間の利害調整手続きというように様々な形で理解されてきた。しかしそれらの理解の間に相違はあるものの、公共の利益を実現・促進するのは政策立案者や行政機関、専門家であると考えている点ではそれらの理解は一致している。だが「公共の利益」に関する理解は多様であるから、何が公共の利益となるのかは特定の個人や集団ではなく、様々な立場の人たちによる熟議の手続きを通じて集団的に決定されるべきである。食料は人間の生存や健康の維持に不可欠なものであるから、食料生産については人々に十分な情報や意見表明の機会が与えられ、食料生産に関する政策決定に関与できる仕組みが必要となる。本論文はこのような点に着目して、農業倫理学の新たな枠組みを提起するものである。

以下にその内容を本論文の各章の順番にそって説明する。

まず「序章 農業と倫理学」では、1980年代前半以降の農業倫理学の歴史的展開について簡単に概観されている。さらに利己主義、功利主義、義務論・カント主義倫理、権利論、社会契約論といった倫理学理論と農業倫理学との関連について論じられる。特に功利主義的アプローチに対して批判的な検討がなされている。

「第一部 公共の利益と熟議民主主義」では本論文における鍵概念である「公共の利益」と「熟議民主主義」に関する検討がなされている。

まず「第一章 公共の利益について」では、公共の利益を熟議民主主義のプロセスとして理解するという本論文でのアプローチの概要が示される。「公共の利益」についての様々な定義についての検討がなされたあと、「個人主義的=功利主義的見解」、「コミュニタリアンの見解」「手続き的見解」の三つの見解について批判的な検討がなされ、さらに「公正な配分」といった観点では「公共の利益」を理解するには不十分だとされる。

次に「第二章 熟議民主主義について」では、「熟議民主主義」の背景と定義が提示され

た後、「熟議」の構成要素として、「内包性」「平等性」「自由で制約のない対話」「市民教育と社会的学習」「相互尊重と相互理解」「シチズンシップの涵養」「合意と正統性」といったものがあることが説明される。

「第三章 熟議民主主義と公共の利益」では、熟議民主主義の支持者が強調する共通善 (common good) の概念に関する疑念が示され、さらにその内実について詳しく検討された後、アイリス・ヤングの共通善批判が取り上げられる。そして熟議民主主義は「共通善」ではなく、「公共の利益」を目指すべきであるという提案がなされる。

「第二部 農業倫理と公共の利益」では GM 食品の安全性を中心とする、農業倫理の諸問題について検討される。

まず「第四章 農業倫理の諸問題」では、「農業倫理学」の中でこれまで論じられてきた諸問題について概観される。つまり農薬や食品添加物などの健康への影響、農業による環境破壊、環境的不公正(環境的正義)、途上国の飢餓に対する先進国の役割、農業の未来世代への影響、小規模農家を救済する責務といった問題が論じられている。

「第五章 食品バイオテクノロジーの倫理」は、本論文の中心となる章であり、農業倫理学の中で特に重要なトピックである、GM 作物を中心とした食品バイオテクノロジーの倫理的問題がとりあげられている。本章では、食品バイオテクノロジーのリスク・安全性や環境影響、遺伝子組換え技術に対する内在的批判、動物バイオテクノロジー、GM 食品の表示、生物特許の倫理的意味に関する検討がなされる。

「第六章 農業倫理と公共の利益」では、「公共の利益」という概念の意味を解明し、その問題点を指摘することが試みられる。まず農業倫理における「公共の利益」の概念が「漠然とした責任」「受託者責任」「私的行為の社会的目的」「資源の公正な分配」の四つに分類される。だが「公共の利益」は、政策立案者や科学者などの専門家によって決定される傾向がある。だが公共の利益については様々な見解があるので、市民も含めた関係者が集団的に検討・判断する仕組みが必要であることが論じられる。

「第三部 公共の利益を実現する二つの方法論」では「リスクの倫理」と「熟議民主主義」の二つのアプローチについて検討される。

「第七章 リスクの倫理——農業倫理からのアプローチ」では、農業や食料生産に関わる科学技術や規制のリスク・費用と便益の最適化をめざすアプローチは必ずしも公共の利益になるとは限らないことが示される。まずシュレーダー=フレチットに代表されるリスクの哲学とリスクの倫理学の観点から、農業や食料生産に関わる健康や環境へのリスクの問題について論じられる。そして功利主義、権利論・義務論、契約論といった倫理理論による、リスクの受容基準に関する諸議論が検討される。次にリスクの受容については「個性」が関わることが指摘され、「統計学的差別」「生物学的差別」「地理的差別」「経済的差別」という四つの差別について論じられる。さらに近年環境政策で言及されることの多い

「予防原則」概念について哲学的解釈がなされ、「立証責任の逆転」について論じられ、さらに「研究開発の科学」と「規制のための科学」についての説明がなされる。

「第八章 農業倫理と公共の利益のための熟議民主主義」は、本論文の中心部分であり、農業や食料生産に関わる政治的決定や政策への市民参加を正当化する論拠が提起される。

多くの農業倫理研究では、公共の利益について考慮するのは政策立案者などであり、公衆はその受益者に過ぎないと考えられている。それに対して深水氏は、市民や生産者が、自ら政策の候補を提起し合い、批判的に検討し、何が公共の利益になるのかを決定するという参加型の「熟議」の手続きを通じて、市民も公共の利益の理解の形成と共有に貢献できるとする。農業倫理では「消費者としての市民」という考えが前提されているが、熟議する機会の保証は、「消費者」としてではなく、「コミュニティの一員としての市民」という観点から導かれる。

以上が本論文の各章の内容である。本論文は農業倫理学に関する日本で最初の本格的な研究である。また熟議民主主義の理論に基づいて公共の利益を決定するという方法論は、これまでの公共の利益に関する解釈と一線を画している。さらに「公共の利益」に関する熟議民主主義的なアプローチは、農業倫理学にはまだあまり応用されていない。それが本論文を単なる農業倫理学の紹介にとどまらないものとしている。

# 学位論文審査の要旨

主査	准教授	藏田伸雄
副査	教授	新田孝彦
副査	教授	宮内泰介
副査	准教授	眞嶋俊造

## 学位論文題名

### 農業倫理と公共の利益

本論文の意図は、海外ではすでに応用倫理学の一分野として確立されている「農業倫理学」の諸問題を概観し、さらに「公共の利益(public interest)」に関する熟議民主主義(deliberative democracy)的な理解を用いて農業倫理学に関する新たなアプローチを提起することである。既存の農業倫理研究では「正義」「公正」「自律」「権利」「義務」「効用」といった倫理学概念を用いて、食料生産における諸問題が分析されている。それに対し深水氏は人々が単なる「消費者」ではなく、「市民」として政策決定プロセスに参加する熟議民主主義のモデルを農業倫理に用いることを提唱している。

政治哲学における「公共の利益」の概念は、私的利益の集計、成員に共通の利益、集団間の利害調整手続きというように様々な形で理解されているが、それらは公共の利益を実現・促進するのは政策立案者や行政機関、専門家であると考えている点では一致している。しかし「公共の利益」に関する理解は多様であるから、何が公共の利益となるのかは特定の個人や集団ではなく、様々な立場の人たちによる熟議の手続きを通じて集団的に決定されるべきである。特に食料は人間の生存や健康の維持に不可欠なものであるから、人々に十分な情報や意見表明の機会が与えられ、政策決定に人々が関与できる仕組みが必要となる。本論文はこのような点に着目して、農業倫理学の新たな枠組みを提起するものである。

まず序章では農業倫理学の歴史的展開について簡単に概観される。

次に公共の利益を熟議民主主義のプロセスとして理解するという本論文でのアプローチの概要が示され、さらに熟議民主主義の背景と定義が提示された後、「熟議」の構成要素について説明がなされている。そして共通善(common good)という概念に関する疑念が示され、熟議民主主義は「共通善」ではなく、「公共の利益」を目指すべきであるという提案がなされる。

第二部では GM 食品の安全性を中心とする、農業倫理の諸問題について検討される。まず農薬や食品添加物などの健康への影響などの農業倫理学の諸問題が論じられている。そして GM 作物を中心とした食品バイオテクノロジーの倫理的問題をとりあげている。さらに

「公共の利益」という概念の意味を解明し、その問題点を指摘することが試みられる。

次に第三部では「リスクの倫理」と「熟議民主主義」の二つのアプローチについて検討される。まず農業や食料生産に関わるリスク費用・便益アプローチは必ずしも公共の利益になるとは限らないことが示される。そして農業や食料生産に関わる政治的決定への市民参加の正当化が試みられている。多くの農業倫理研究では、公衆は受益者に過ぎないと考えられている。それに対して深水氏は、参加型の「熟議」の手続きを通じて、市民も公共の利益の理解の形成に貢献できるとする。

以上が本論文の概要であるが、本論文は農業倫理学に関する日本で最初の本格的な研究である。また深水氏は政治哲学の分野における、「公共の利益」に関する膨大な量の英語文献を広く調査し、詳細な分析を行っている。そして熟議民主主義の理論に基づいて公共の利益を決定するという方法論は、これまでの公共の利益に関する哲学的解釈と一線を画している。さらにこのような「公共の利益」に関する熟議民主主義的なアプローチを農業倫理学に応用することはまだほとんどなされておらず、それが本論文を単なる農業倫理学の紹介にとどまらないものとしている。また本研究には農業倫理学を素材として、「応用倫理学」の問題点を政治哲学によって克服しようという意図もあり、その意図は広く応用倫理学全般に射程が及ぶものである。

上記のような点で本論文が極めて高度な水準にあることは否定しがたい。しかし本論文にもいくつかの問題点が存在している。まず本論文の鍵概念である「熟議民主主義」という概念が記述的な概念として理解されているのか、それとも規範的な概念として理解されているのか、必ずしも明らかではない。また本論文では熟議民主主義による手続き的な側面が重視されているが、公共の利益の実質的な要素(功利主義的要素や公正概念)は全く必要ないのかという疑問も残る。また農業倫理は「生産者・農家の倫理」でもあるはずだが、本論文での議論は消費者の立場に偏りすぎている。

本論文については以上のような問題点も指摘されたが、それらは本論文の独自性と学術的な価値の高さに比べれば重大な問題ではない。本論文が農業倫理学と熟議民主主義の二つの分野において新たな問題圏を開拓したということは紛れのない事実である。よって、本論文の審査委員会は、本論文のもつ学術的価値に鑑みて、全員一致で深水護氏に博士(文学)の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。